

報道発表資料の配付日時 12月1日(月) 15時00分

発表項目	恵庭市の高病原性鳥インフルエンザ発生に係る防疫措置の終了について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 11月2日(日)に恵庭市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、国の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針(以下、防疫指針)に基づき、農林水産省との協議を経て、移動制限区域内(半径3km以内)で新たな発生が認められなければ、次のとおり<u>当該移動制限区域を解除し、一連の防疫措置を終了</u>しますので、お知らせします。</p> <p>なお、<u>解除された移動制限区域は「監視強化区域」として、農場の監視を継続</u>します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 移動制限区域の解除 12月2日(火)0時をもって解除 (農場防疫措置完了(11月10日)から21日が経過)</p> <p>2 消毒ポイントの終了 移動制限区域の解除に伴い、設置している全ての消毒ポイントの運営を終了します。</p> <p>3 今後について 監視強化区域については、区域内において新たな発生等がなければ、移動制限区域の解除から7日経過後に監視強化区域解除検査で陰性を確認した上で、農林水産省との協議を経て、12月10日(水)午前0時に解除し、監視を終了する予定です。 (改めて、プレスリリースします。)</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	石狩振興局	
担当 (連絡先)	北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部(担当者:中村) TEL:011-231-4111(内線 27-104)ダイヤル:011-204-5375		